

岩手県告示第920号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
久慈地区	地域水産物供給基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課、県北広域振興局水産部漁港漁村課 及び久慈市農林水産部